

○山縣市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例

令和5年9月25日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定により、山縣市議会議員及び山県市長の選挙における法第141条第1項第1号の自動車（以下「自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公費負担)

第2条 山縣市議会議員及び山県市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はビラ若しくはポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(1) 自動車を使用する場合 候補者1人について、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「令」という。）第109条の4第4項に定める額（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙に係る部分を除く。）に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日）までの日数を乗じて得た金額

(2) ビラを作成する場合 候補者1人について、令第109条の8の規定により読み替えて準用する令第109条の7第2項第1号に定める額にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

(3) ポスターを作成する場合 候補者1人について、令第110条の4第2項第1号に定める金額（以下「単価の限度額」という。）に、ポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙のポスター掲示場の数を超える場合には、当

該選挙のポスター掲示場の数) を乗じて得た金額

(契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める契約を締結し、山県市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(1) 自動車を使用する場合 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)その他の者(次条第1項第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。)との間における自動車の使用に関する有償契約

(2) ビラを作成する場合 ビラの作成を業とする者との間におけるビラの作成に関する有償契約

(3) ポスターを作成する場合 ポスターの作成を業とする者との間におけるポスターの作成に関する有償契約

(自動車を使用する場合の公費の支払)

第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が令第109条の4第2項第1号に定める額を超える場合には、当該定める額)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車(同一の日におい

て当該借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が令第109条の4第2項第2号イに定める額を超える場合には、当該定める額)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、令第109条の4第2項第2号ロに定める額に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日)までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が令第109条の4第2項第2号ハに定める額を超える場合には、当該定める額)の合計金額

2 前項の場合において、自動車の使用に関し同一の日につき同項第1号に定める契約と同項第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同項の規定を適用する。

(ビラを作成する場合の公費の支払)

第5条 市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が令第109条の8の規定により読み替えて準用する令第109条の7第2項第1号に定める額を超える場合には、当該定める額)に当該

選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

（ポスターを作成する場合の公費の支払）

第6条 市は、候補者（第3条の規定による届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が単価の限度額を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に支払う。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

附 則（令和7年12月19日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。